証券コード　4412
2026年11月９日
（電子提供措置の開始日 2026年11月４日）

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号
ＭＦＰＲ渋谷ビル５階
株式会社サイエンスアーツ
代表取締役社長　**平　岡　竜太朗**

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://buddycom.net

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記URLにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、『基本情報』、『縦覧書類/PR情報』を順にご選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2. 場　　所　東京都港区北青山三丁目５番30号
アニヴェルセル表参道　５F

3. 目的事項

報告事項　第23期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時到着分まで

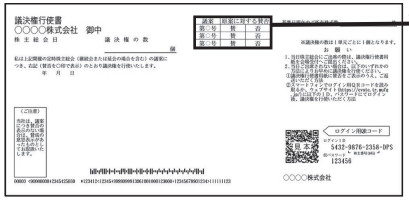
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内


議決権行使書
○○○○株式会社　御中
株主総会日
議決権の数
個
議案　賛否に対する賛否
第一号　賛　否
第二号　賛　否
第三号　賛　否
お願い
ログイン用QRコード
ログインID
5432-9876-2310-DFS
パスワード
123456
○○○○株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1.QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

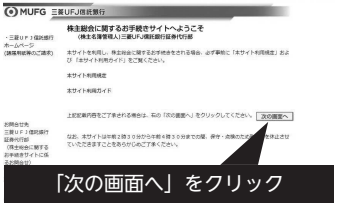
2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



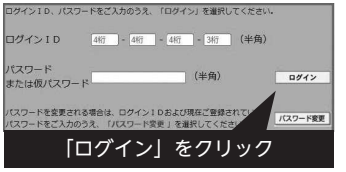
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1.議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2.お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ⓘ ご注意

・毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。
・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

2027年４月に予定している本店移転に伴い、現行定款第３条（本店所在地）を渋谷区から豊島区に変更するものであります。なお、本変更については取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、当該附則は効力発生日後に削除します。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第３条（本店所在地） 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。	第３条（本店所在地） 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。
（新設）	附則 定款第３条の変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	平岡秀一（ひらおかひでかず） （1961年８月14日生）	1984年４月　日立西部ソフトウェア㈱（現㈱日立ソリューションズ）入社 1996年１月　マイクロソフト㈱（現日本マイクロソフト㈱）入社 2001年２月　㈱インスパイア　取締役 2001年２月　㈱インスパイア・ストラテジック・コンサルティング設立　代表取締役社長 2002年６月　㈱Plan・Do・See　取締役 2002年10月　日本駐車場開発㈱　監査役 2002年12月　㈱ヴァンテージ・コンサルティング設立　代表取締役社長 2003年９月　㈱シアンス・アール（現㈱サイエンスアーツ）設立　代表取締役社長 2004年10月　日本駐車場開発㈱　取締役 2025年11月　当社代表取締役会長（現任）	3,671,400株
	〈取締役候補者とした理由〉 平岡秀一氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。 今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	平岡 竜太朗 (1993年12月９日生)	2017年４月　㈱ワークスアプリケーションズ入社 2018年８月　㈱シアンス・アール（現㈱サイエンスアーツ）入社 2022年12月　当社企画本部長 2024年11月　当社取締役企画本部長 2025年11月　当社代表取締役社長（現任）	5,000株
	〈取締役候補者とした理由〉 平岡竜太朗氏は、2025年11月より代表取締役社長を務めております。新製品・サービスの企画、他社との業務提携の推進等、当社の成長に貢献してまいりました。 今後もその経験や見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	松田 拓也 (1981年５月２日生)	2007年４月　㈱ゼファー入社 2011年12月　持田製薬㈱入社 2014年５月　㈱デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン㈱）入社 2016年11月　同社経理財務部部長 2018年６月　㈱シアンス・アール（現㈱サイエンスアーツ）入社 2019年２月　当社管理本部長 2019年11月　当社取締役管理本部長（現任）	17,500株
	〈取締役候補者とした理由〉 松田拓也氏は、2019年11月より取締役管理本部長を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、内部統制体制の強化等を推進いたしました。 今後もその経験や見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者平岡秀一氏は、当社の親会社等に該当いたします。
3. 取締役候補者平岡秀一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社平岡秀一事務所が保有する株式数を含んでおります。
4. 取締役候補者平岡竜太朗氏は、代表取締役会長平岡秀一氏の子息です。
5. 「所有する当社の株式の数」については、2026年８月31日現在の所有株式数を記載しております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４．（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役島田貴子氏、中川浩之氏、三ツ橋徹氏の３名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	島田（しまだ）　貴子（たかこ） （1970年７月18日生）	1989年４月　住友重機械工業㈱入社 1990年11月　㈱土地再開発事業センター入社 1994年６月　㈱アールエイジ入社 2009年１月　同社管理本部取締役 2019年11月　当社監査役 2022年11月　当社取締役（監査等委員）（現任）	1,100株
	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉 島田貴子氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な知見と経験を有しており、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な監査を期待して選任しております。 当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	三ツ橋（みつはし） 徹（とおる） (1970年１月17日生)	1997年２月　司法書士和田宏幸事務所入所 1999年８月　司法書士指田事務所入所 2001年９月　三ツ橋司法書士事務所開設（現任） 2005年２月　ブレインズトラスト㈱　監査役（現任） 2007年９月　エンプレス㈱　監査役（現任） 2008年12月　(一財)プロセスマネジメント財団　評議員（現任） 2013年３月　総合保険サービス㈱　監査役 2013年７月　㈱IMSI　監査役（現任） 2016年１月　(一社)日本テレワーク経理支援機構外部理事 2016年８月　当社監査役 2018年７月　㈱KAGホールディングズ　取締役 2022年11月　当社取締役（監査等委員）（現任）	1,100株
	〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉 三ツ橋徹氏は、司法書士の資格を有しており、また、監査役として多くの知識と経験を積まれており、当社の業務執行体制について特に法的側面から適切な監査を期待しております。 当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 島田貴子氏、三ツ橋徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 島田貴子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって４年、監査等委員である社外取締役に就任する前の監査役としての在任期間は３年となります。
4. 三ツ橋徹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって４年、監査等委員である社外取締役に就任する前の監査役としての在任期間は６年３ヶ月となります。
5. 島田貴子氏、三ツ橋徹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 島田貴子氏、三ツ橋徹氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、島田貴子氏、三ツ橋徹氏が再任された場合も、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４．（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
8. 本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役の中川浩之氏は任期満了により退任いたします。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役候補者松田拓也氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任する監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次回定時株主総会開始のときまでとし、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
松田　拓也 (1981年５月２日生)	2007年４月　㈱ゼファー入社 2011年12月　持田製薬㈱入社 2014年５月　㈱デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン㈱）入社 2016年11月　同社経理財務部部長 2018年６月　㈱シアンス・アール（現㈱サイエンスアーツ）入社 2019年２月　当社管理本部長 2019年11月　当社取締役管理本部長（現任）	17,500株
〈補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由〉 松田拓也氏は、2019年11月より取締役管理本部長を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、内部統制体制の強化等を推進いたしました。かかる実績を踏まえ、当社の補欠の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用いただくことが期待できるものと考えております。		

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「４.（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、松田拓也氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、近年の経済状況の変化や当社の持続的な業績の伸長、ならびに事業拡大に伴う取締役の役割・責務の増大などの諸般の事情を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額400,000千円以内（うち社外取締役分は100,000千円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社は、事業報告「４．会社役員に関する事項（５）取締役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名となります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

当社は、2024年11月27日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することをご承認いただきました。金銭債権の総額は年額20,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）、発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役分は年10,000株以内）とご承認いただいております。

今般、近年の経済状況の変化や当社の持続的な業績の伸長、ならびに事業拡大に伴う取締役の役割・責務の増大などの諸般の事情を考慮し、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を年額60,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）に、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数を年60,000株以内（うち社外取締役分は年15,000株以内）に改定させていただきたく存じます。

当社は、事業報告「４．会社役員に関する事項（５）取締役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名となります。

以上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社は「フロントラインワーカーに未来のDXを提供し、明るく笑顔で働ける社会の力となる」ことをミッションに掲げ、フロントラインワーカーをつなげる現場の音声・AIインフラとしてライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom（バディコム）」の開発・販売を行っております。

当事業年度において、当社はBuddycomの新機能・新サービス開発を目的とした開発投資を実施し、販売代理店経由での新規顧客獲得の推進、及び既存顧客への追加IDや上位プラン、オプションプランの販売促進を行いました。株式会社ＪＶＣケンウッドと共同開発しているIP無線機は、ＪＶＣケンウッドモデルを2026年６月末より販売を開始し、サイエンスアーツモデルは2027年８月期第３四半期会計期間での販売開始を目指して開発を行っております。またBuddycomへのAI機能の実装を進めることで、現場の会話を音声データ資産として活用できるようにし、現場のAIインフラへの転換を進めています。

このような取り組みの結果、売上高は順調に推移し、Buddycomの開発及び販売強化のための人員増加による人件費の増加、本社移転に伴って利用不能となる固定資産の耐用年数短縮による減価償却費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,134,218千円（前年同期比29.0％増）、営業利益は262,002千円（前年同期比144.3％増）、経常利益は262,775千円（前年同期比183.5％増）、当期純利益は254,746千円（前年同期比127.1％増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

（Buddycom事業）

Buddycom事業におきましては、マーケティング強化による知名度の向上、注力業界向け施策実施、代理店営業力の強化等により契約社数は増加し、当事業年度末の契約社数は1,892社（前事業年度末1,562社）となり、ARR※１は1,392,420千円（前事業年度末1,068,797千円）、当事業年度の解約率※２は0.46％（前事業年度0.42％）、NRR※３は117.5％（前事業年度118.0％）となりました。以上の結果、当事業年度における、Buddycom利用料売上が1,213,886千円（前年同期比33.6％増）、アクセサリー売上が913,701千円（前年同期比22.8％増）、オンプレミス等の新製品・サービスの売上が6,363千円となり、セグメント売上高は2,133,951千円（前年同期比29.1％増）、セグメント利益は261,782千円（前年同期比147.1％増）となりました。

※１　ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月におけるBuddycomのクラウド利用料、オンプレミスのサポート料を12倍にして算出。サポート料に係るARRは当事業年度末は1,443千円、前事業年度末は計上なし。

※2　解約率：Buddycom ID数の月次解約率。「当月の解約ID数÷前月の契約ID数の総数」で算出し、期中の平均を取った値で算出。
※3　NRR：Net Revenue Retentionの略称。既存顧客の売上継続率。「前期までに獲得した顧客の当期末月のストック売上÷前期末月のストック売上」で算出。

（その他）

ALTIBASE事業を「その他」に含めております。ALTIBASE事業については、積極的には展開しない方針であり、当事業年度におけるその他の売上高は266千円（前年同期比82.8％減）となり、セグメント利益は220千円（前年同期比83.3％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の当事業年度における設備投資総額は、4,088千円であります。その主なものは什器及びＰＣ等の取得であります。

(3) 対処すべき課題

当社は「フロントラインワーカーに未来のDXを提供し、明るく笑顔で働ける社会の力となる」ことをミッションに掲げ、フロントラインワーカーをつなげる現場の音声・AIインフラとしてライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom（バディコム）」を提供することにより、あらゆる業種で音声や動画を利用し現場の課題を解決することを目指しております。

当社の提供するBuddycomの契約社数・ID数は堅調に増加しております。今後は、新規顧客の獲得に加え、既存顧客への追加IDや上位プラン、オプションプランの販売促進によるARPUの向上、IP無線機やAI機能等の新製品・新サービスの展開を通じて、現場の音声・AIインフラとしての地位を確立し、更なる成長ペースの加速を目指してまいります。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と成長スピードの向上を実現していくうえで、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。そのため、採用体制の強化、教育・研修制度及び人事評価制度の拡充等の施策を進めてまいります。

② 技術力、製品力の向上

新規顧客の獲得、ARPUの向上及び既存顧客の満足度向上のため、技術面、サービス面において一層の向上が求められます。当社では、顧客のニーズに合ったBuddycomの新機能追加、イヤホンマイクやヘッドセット、ウェアラブルカメラといった様々なIoT機器との接続連携、エコパートナーが持つネットワークやソリューションとの連携等の開発体制の強化に努めてまいります。

③ 営業力の強化

当社の提供するBuddycomの契約社数・ID数の増加に伴い、Buddycom利用料売上も順調に増加しておりますが、まだ増加の余地があり、更なる成長スピードの向上が必要であります。そのために、ブランディング・マーケティングを強化することによる知名度向上、販売代理店の戦略的活用等の推進による効率的な営業により、売上増加スピードの加速を目指してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第20期 (2023年８月期)	第21期 (2024年８月期)	第22期 (2025年８月期)	第23期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高	771,862千円	1,184,775千円	1,654,620千円	2,134,218千円
経常利益又は経常損失（△）	△67,468千円	△34,000千円	92,700千円	262,775千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△81,338千円	△31,848千円	112,172千円	254,746千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△12.37 円	△4.84 円	14.32 円	31.42 円
総資産	894,090千円	953,458千円	2,077,806千円	2,459,555千円
純資産	508,414千円	476,565千円	1,393,972千円	1,669,998千円

(注) 当社は、2022年12月１日付で株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事　　業	主　要　製　品
Buddycom事業	フロントラインワーカーをつなげる現場の音声・AIインフラとしてのライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom（バディコム）」の開発・販売

(7) 主要な営業所

名　　称	所　在　地
本社	東京都渋谷区

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
71 名	13 名増

(注)　従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借　入　先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	27,095千円
株式会社みずほ銀行	18,345千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　24,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　8,112,912株（自己株式117,088株を除く。）

(3) 株主数　　5,352名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
合同会社平岡秀一事務所	3,000,000株	36.98%
楽天グループ株式会社	819,000	10.10
平岡秀一	671,400	8.28
株式会社ＪＶＣケンウッド	655,000	8.07
芹澤圭二	370,000	4.56
ＪＰＥ第２号株式会社	120,000	1.48
横道克己	72,000	0.89
ツクイ・ケアテック投資事業有限責任組合	59,000	0.73
渡辺修身	40,000	0.49
野村證券株式会社	37,213	0.46

(注)　当社は、自己株式117,088株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	9,300株	3名
監査等委員である取締役	1,200	4

(注)　当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20頁（5）取締役の報酬等に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2026年１月16日付で譲渡制限付株式報酬として10,500株を新たに発行いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第３回新株予約権	第５回新株予約権
新株予約権の数	180個	140個
保有人数 取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く） 社外取締役 （監査等委員を除く） 取締役（監査等委員）	 ２名 ―名 ―名	 ２名 ―名 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　36,000株	普通株式　28,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり750円	１株当たり850円
新株予約権の行使期間	2020年12月26日 ～2028年８月31日	2022年11月28日 ～2030年11月27日
新株予約権の主な行使条件	（注）	（注）

（注）1. 2021年８月11日付で行った普通株式１株を100株とする株式分割及び2022年12月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏　　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
平　岡　秀　一	代表取締役会長	
平　岡　竜太朗	代表取締役社長	
松　田　拓　也	取締役	管理本部長
島　田　貴　子	取締役 監査等委員	
中　川　浩　之	取締役 監査等委員	
三ツ橋　　徹	取締役 監査等委員	三ツ橋司法書士事務所所長 ブレインズトラスト株式会社監査役 エンプレス株式会社監査役 一般財団法人プロセスマネジメント財団評議員 株式会社IMSI監査役
藤　田　友佳子	取締役 監査等委員	株式会社TreeofHeart代表取締役社長 株式会社PHONE APPLI執行役員CWO 公益社団法人企業情報化協会IT人材活性化研究会企画委員 一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会理事

(注) 1. 取締役島田貴子氏、中川浩之氏、三ツ橋徹氏及び藤田友佳子氏は、社外取締役であります。
2. 代表取締役社長平岡竜太朗氏は、代表取締役会長平岡秀一氏の子息です。
3. 情報収集の充実を図り、内部統制監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、島田貴子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役島田貴子氏、中川浩之氏、三ツ橋徹氏及び藤田友佳子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役島田貴子氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役島田貴子氏、中川浩之氏、三ツ橋徹氏及び藤田友佳子氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社の取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

なお、被保険者の範囲は、当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年11月27日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

１．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とする。

２．金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて定めた役員報酬に関する内規に基づき、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して年額を決定し、毎月定額で支払うものとする。

・賞与

当社の取締役の賞与は支給しないものとする。

３．非金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、2024年11月27日開催の第21回定時株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会にて定めた役員報酬に関する内規に基づき、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して、取締役会で決定するものとする。

４．取締役の個人別の報酬等の決定手続

取締役の基本報酬の個人別の額は、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関しては、2022年11月29日開催の株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間報酬総額の上限を200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名（う

ち社外取締役は０名）であります。また、監査等委員である取締役の年間報酬総額については、2022年11月29日開催の株主総会において上限を100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

また、基本報酬とは別枠で、2024年11月27日開催の株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬の上限を年額20,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内）、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬の上限を10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名（うち社外取締役は０名）、監査等委員である取締役の員数は３名であります。

③　当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の種類別の総額			計
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	３名 （－名）	91,250千円 （－千円）	－	14,853千円 （－千円）	106,103千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （４名）	16,290千円 （16,290千円）	－	1,693千円 （1,693千円）	17,983千円 （17,983千円）
合計	７名	107,540千円	－	16,546千円	124,086千円

（注）非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人との関係
取締役 (監査等委員)	三ツ橋　　徹	三ツ橋司法書士事務所	所長	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		ブレインズトラスト株式会社	監査役	
		エンプレス株式会社	監査役	
		一般財団法人プロセスマネジメント財団	評議員	
		株式会社IMSI	監査役	
取締役 (監査等委員)	藤田　　友佳子	株式会社TreeofHeart	代表取締役社長	
		株式会社PHONE APPLI	執行役員 CWO	
		公益社団法人企業情報化協会 IT人材活性化研究会	企画委員	
		一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会	理事	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	島　田　貴　子	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。同氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な知見と経験を有しており、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な助言を行うことが期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	中　川　浩　之	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。同氏は、大手上場会社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営に対する適切な助言が期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	三ツ橋　　徹	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。同氏は、司法書士の資格を有しており、また、監査役として多くの知識と経験を積まれており、当社の業務執行体制について特に法的側面から適切な助言が期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	藤田　　友佳子	2025年11月の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会10回全てに出席いたしました。同氏は事業会社においてCWO（チーフウェルビーイングオフィサー）を務めており、ウェルビーイング・人的資本経営等に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の経営について特に人的資本の観点から適切な助言を行うことが期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	28,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当該会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性、報酬見積りの算出根拠等を総合的に勘案した結果、特に問題ないものとして、会社法第399条第１項に基づく同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第１項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で以下のとおり決議しております。

① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「コンプライアンス管理規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。

・取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。

・監査等委員会は、内部監査担当者との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。

・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。

・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行っております。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

・取締役会議事録や稟議書をはじめとする、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

・取締役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。

・個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理します。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。

・リスク管理推進委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。

・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザリーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。

・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。

・取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。

・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行

することとしております。
・中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制
・当社は、「職務権限規程」等を定め、決裁権限及び責任を明確化し、適正な執行体制を構築することとしております。
・当社における不適切な取引等を防ぐため、監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者が連携して監査体制を整備しております。

⑥　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
・監査等委員会が監査等委員会の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任又は兼任の使用人を設置することとしております。
・当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努めております。

⑦　当社の役職員が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
・役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告することとしております。
・代表取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査等委員会へ報告しております。
・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。
・監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員は、代表取締役社長、取締役及び内部監査担当者と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
・監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社の業務内容に適合した組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行っております。
・「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。

⑩　反社会的勢力排除のための体制

・当社は、「反社会的勢力等排除規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。

・反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

①　取締役会において、取締役全員の出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画（予算）を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取組んでおります。

②　監査等委員は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役社長や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

③　内部監査担当は、内部監査計画に基づき、各部門の内部監査を実施するとともに、会社の業務執行について、社内規程等に従って適切に実施されているかどうかについての監査を行い、必要に応じて改善指示等を行うなど、より効果的でかつ効率的な業務の実施に向けて活動しております。

④　リスク管理推進委員会では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、コンプライアンス推進委員会では、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引等に関する研修に加え、内部通報制度の開始・周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取組んでおります。

⑤　管理本部は、反社会的勢力の排除を目的とした団体が主催するセミナーに参加し、その内容をフィードバック、周知徹底を図っております。また、同団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取組んでおります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考えております。しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑み、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当を実施していく方針であります。当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり１円の期末配当（初配）を実施することといたしました。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,139,000**	**流動負債**	**775,458**
現金及び預金	1,352,124	買掛金	24,661
売掛金	116,984	１年内返済予定の長期借入金	31,341
有価証券	499,147	未払金	33,680
商品	130,151	未払費用	56,803
貯蔵品	25	未払法人税等	36,327
前払費用	38,572	未払消費税等	31,228
その他	1,994	預り金	5,903
		前受収益	555,400
固定資産	**320,555**	その他	109
有形固定資産	**39,088**	**固定負債**	**14,099**
建物	16,282	長期借入金	14,099
車両運搬具	5,592	**負債合計**	**789,557**
工具器具備品	14,205	**(純資産の部)**	
土地	3,007	**株主資本**	**1,669,998**
		資本金	459,183
投資その他の資産	**281,467**	資本剰余金	1,200,961
投資有価証券	10,000	資本準備金	409,183
長期前払費用	1,919	その他資本剰余金	791,777
敷金	189,402	利益剰余金	13,161
繰延税金資産	62,396	その他利益剰余金	13,161
その他	17,748	繰越利益剰余金	13,161
		自己株式	△3,309
		純資産合計	**1,669,998**
資産合計	**2,459,555**	**負債・純資産合計**	**2,459,555**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,134,218**
売上原価		**784,800**
売上総利益		**1,349,417**
販売費及び一般管理費		**1,087,414**
営業利益		**262,002**
営業外収益		
受取利息	3,609	
有価証券利息	1,426	
その他	97	5,134
営業外費用		
為替差損	2,729	
支払利息	1,325	
その他	305	4,361
経常利益		**262,775**
税引前当期純利益		**262,775**
法人税、住民税及び事業税	36,605	
法人税等調整額	△28,575	8,029
当期純利益		**254,746**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	450,894	400,894	787,247	1,188,141	△241,584	△241,584	△3,479	1,393,972	1,393,972
当期変動額									
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	8,289	8,289		8,289				16,579	16,579
当期純利益					254,746	254,746		254,746	254,746
自己株式の処分			4,530	4,530			169	4,700	4,700
当期変動額合計	8,289	8,289	4,530	12,820	254,746	254,746	169	276,026	276,026
当期末残高	459,183	409,183	791,777	1,200,961	13,161	13,161	△3,309	1,669,998	1,669,998

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～15年
車両運搬具	4年
工具器具備品	3～10年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）Buddycom利用料売上

Buddycomはフロントラインワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォームであり、インターネットを介したクラウドサービスであることを活かし、音声のほか、画像や動画などのコンテンツのやり取りを可能とするコミュニケーションツールとして、サブスクリプション方式により販売しております。

Buddycom利用料売上はサービスの提供を行うことを履行義務としており、月額固定の利用料金は、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。

（2）アクセサリー売上

Buddycomは、スマホやタブレットなどの端末にアプリをインストールするだけで利用可能ですが、実際には多くの顧客は、イヤホンマイクやヘッドセットなどのアクセサリーを用いて利用しております。

アクセサリー売上は顧客に対する商品の販売であり、商品を納品することを履行義務としており、商品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益認識しております。

(3) オンプレミスライセンス売上

Buddycomのオンプレミスは、顧客が自社で管理するサーバー等の環境にシステムを構築して利用する形態であり、ソフトウェアライセンスとサポートサービスを組み合わせて販売しております。

オンプレミスライセンス売上は、顧客との契約に基づきソフトウェアを使用する権利を供与することを履行義務としており、当該ライセンスの性質は使用権であることから、顧客がソフトウェアを使用可能となった時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。

(4) オンプレミスサポート売上

オンプレミスサポート売上は、契約期間にわたりサポートサービスを提供することを履行義務としており、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり収益認識しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

当事業年度より、収益の分解情報について区分を変更しております。詳細は収益認識に関する注記をご参照ください。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	62,396千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、当社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を算定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、当社の翌年度以降の事業計画の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。事業計画の策定における主要な仮定は、Buddycom利用料売上及びアクセサリー売上の成長見通しであります。Buddycom利用料売上及びアクセサリー売上の成長見通しは、過年度の実績と市場環境等を勘案した将来予測に基づいて見積もっております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、本社を移転することに伴って利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、移転前の本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務については、居抜き引渡しにより原状回復義務が免除となることから、見積りの変更を行っております。

これらの変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は11,883千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　68,024千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式　8,230,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式　117,088株
3. 配当に関する事項
 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年10月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	8,112千円	1円	2026年8月31日	2026年11月10日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式　234,000株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	71,763千円
減価償却超過額	21,460 〃
未払事業税	4,655 〃
譲渡制限付株式報酬	3,698 〃
フリーレント賃料	220 〃
その他	1,737 〃
繰延税金資産小計	103,535千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△30,564 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,573 〃
評価性引当額小計	△41,138千円
繰延税金資産合計	62,396千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	62,396千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入又は第三者割当増資）を調達しております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、主にオフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門と管理部門が連携して、取引先ごとに適切な与信管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、有価証券は満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として非上場株式であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注１）を参照ください。）。また、「現金及び預金」「売掛金」「有価証券」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	―	―	―
(2) 敷金	189,402	158,488	△30,914
資産計	189,402	158,488	△30,914
(1) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	45,440	45,238	△201
負債計	45,440	45,238	△201

（注）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。

（注１）市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	10,000

これらについては、「投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
有価証券				
満期保有目的の債券	500,000	―	―	―
敷金	68,997	―	120,404	―
合計	568,997	―	120,404	―

（注3）長期借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	31,341	14,099	―	―
合計	31,341	14,099	―	―

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	―	158,488	―	158,488
資産計	―	158,488	―	158,488
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	―	45,238	―	45,238
負債計	―	45,238	―	45,238

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価に係るインプットの説明

敷金の時価の算定は、合理的に敷金の回収予定時期を見積り、国債利回りを基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金の時価の算定は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（表示方法の変更）

前事業年度において、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、「Buddycom利用料売上」「アクセサリー売上」及び「その他」と区分して表示しておりましたが、当事業年度より、オンプレミス等の新製品・サービスの販売開始に伴い、当社の収益構造をより明瞭に表示するため、「ストック売上」及び「フロー売上」へと区分して表示しております。

（単位：千円）

	報告セグメント		その他（注２）	合計
	Buddycom事業	計		
ストック売上（注１）	1,215,291	1,215,291	266	1,215,558
フロー売上（注１）	918,660	918,660	－	918,660
顧客との契約から生じる収益	2,133,951	2,133,951	266	2,134,218
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,133,951	2,133,951	266	2,134,218

(注) 1．「ストック売上」とは、Buddycom利用料売上及びオンプレミスサポート売上等、継続的に収益を認識する売上を指し、「フロー売上」とは、アクセサリー売上及びオンプレミスライセンス売上等、一時点で収益を認識する売上を指します。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ALTIBASE事業であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	151,513	116,984
契約負債	370,552	555,400

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に含まれております。

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益について、期首時点で契約負債残高に含まれていた金額は339,869千円です。

当事業年度の契約負債残高の重要な変動は、前受収益の受取による増加1,136,610千円、収益認識による減少951,762千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度
1年以内	485,181
1年超	70,218
合計	555,400

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　205円84銭

1株当たり当期純利益　31円42銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株式会社サイエンスアーツ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　博　嗣

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　志　賀　健　一　朗

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイエンスアーツの2025年9月1日から2026年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月27日

株式会社サイエンスアーツ　監査等委員会

常勤監査等委員　島　田　貴　子

監　査　等　委　員　中　川　浩　之

監　査　等　委　員　三　ツ　橋　徹

監　査　等　委　員　藤　田　友佳子

(注) 監査等委員　島田貴子氏、中川浩之氏、三ツ橋徹氏、藤田友佳子氏は会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

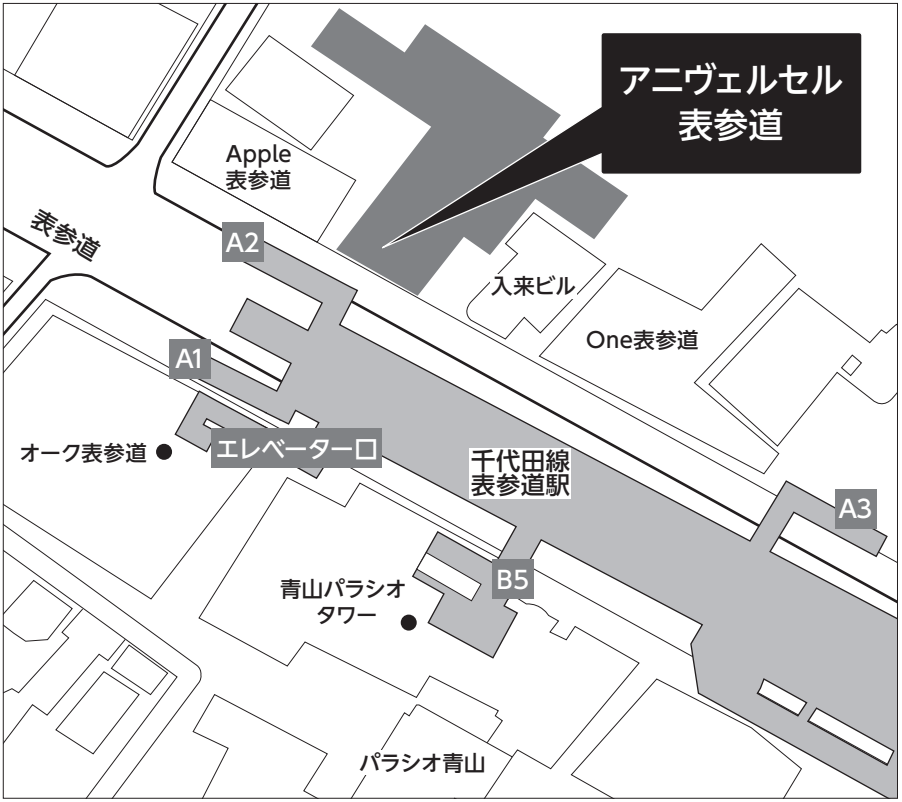
以　上

第23回定時株主総会会場ご案内図

会　場　〒107-0061 東京都港区北青山三丁目５番30号
アニヴェルセル表参道　５F

電　話　03-5410-8988（代表）

交　通　・東京メトロ　千代田線　表参道駅下車　Ａ２番出口より徒歩１分
・東京メトロ　銀座線　　表参道駅下車　Ａ２番出口より徒歩１分
・東京メトロ　半蔵門線　表参道駅下車　Ａ２番出口より徒歩１分



総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申しあげます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。